

丸紅エネルギー サービスステーション保険



保険期間：2024年10月1日午後4時から2025年10月1日午後4時まで(1年間)

申込締切日：2024年9月6日(金) ・ 保険料払込締切日：2024年9月13日(金)

中途加入も随時受付します。

2024年7月

(保険契約者) 丸紅エネルギー株式会社

※この保険は丸紅エネルギー(株)を保険契約者とする団体契約となります。

(取扱代理店) 丸紅セーフネット株式会社

(引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

(引受保険商品) 賠償責任保険・コーポレートマネーガード保険

丸紅エネルギーのサービスステーション保険とは？

2013年4月から「丸紅エネルギーサービスステーション保険」制度を立ち上げました。

丸紅エネルギーの特約店の皆さまの業務に関わる様々なリスクに対する補償の一つとしてご検討ください。

01

SS業務に
かかる賠償リスク

02

SSにおける
自社財物の
損壊リスク

03

SS業務中に
受託する自動車に
かかる賠償リスク
(オプション補償)

04

SS業務にかかる
現金への手厚い補償
(オプション補償)

是非この機会に「貴社業務に関わるリスク」のご検討、「現在ご加入の保険契約の見直し」をお勧めします。

●以下いずれかでの組み合わせでご契約が可能です。

01

02

03

04

01

02

03

01

02

04

01

02

SS総合基本プラン(賠償責任保険)

※SS総合基本プラン(賠償・財産)は賠償責任保険普通保険約款に各種特約条項および追加条項(賠償責任保険追加条項、サービス・ステーション総合特約条項等)をセットした賠償責任保険です。

保険の特長

ガソリンスタンド業務(車検代行業務を含む)に起因する、**第三者に対しての法律上の損害賠償責任**や、**ガソリンスタンド施設自体の財物損害**などの複数のリスクに備える保険です。

主な補償内容

01

賠償責任補償 ～第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合の補償～

ガソリンスタンド業務(車検代行業務を含む)に起因して、**第三者にケガを負わせる**、**第三者の物を損壊する**といった損害を与えた場合に、法律上の賠償責任を被保険者※が負担することによって被る損害を補償します。

①ガソリンスタンド施設の所有、使用または管理にかかわる施設所有管理者賠償

(例：オイルのこぼれた床で滑って来店されたお客さまがケガをした)

②販売商品の欠陥やガソリンスタンド業務の結果にかかわる生産物賠償

(例：オイルキャップの締め忘れでお客さまの自動車のオイルポンプを破損した)

③第三者から受託した自動車自体の損害にかかわる自動車管理者賠償

(例：洗車のために自動車を移動中、誤ってその車をぶつけてしまった、ジャッキアップの際にその車に傷をつけてしまった、
加えて、上記事故によりその車が使用不能となった場合に代車費用が発生した)

の3つの賠償責任補償をセットしたものです。

⚠示談交渉は行いません。

上記3つの賠償責任補償について、保険会社が被保険者※に代わり示談交渉を行うことはできません。

⚠お客さまの預かり車両に起因して、第三者にケガを負わせる、第三者の物を損壊するといった事故における法律上の賠償責任に対する補償をご希望の場合は別途SS受託自動車保険の手配が必要となります。詳細は本パンフレットのP.7をご覧ください。

★被保険者は、(1)特約店さま、(2)特約店さまの役員および使用人、(3)特約店さまの下請負人、(4)特約店さまの下請負人の役員および使用人、となります。

※(2)(3)(4)は、(1)の業務に関する賠償事故についてのみ対象となります。

※自動車管理者賠償については(1)(2)の方だけが被保険者となります。

※被保険者相互間の賠償責任(交差責任)については、事故の内容により補償対象外となる場合がございますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

02

財産損害補償 ～設備・什器等、ガラス、商品盗難の補償～

①ガソリンスタンド業務(車検代行業務を含む)を行う施設内に設置された給油計量機等の設備・什器等およびガソリンスタンド構内建物のガラス(窓ガラス・ドアガラス)に、不測かつ突発的な事故が生じた際の損害を補償します。

(例：火災・落雷・破裂・爆発・風災・雹災・雪災・盗難・破損・汚損など)

②ガソリンスタンド業務(車検代行業務を含む)を行う施設内に保管されている商品(ガソリン等油類、貴金属、自動車、不動産等を除く)の盗難事故により生じた損害を補償します。

⚠台風による洪水、暴風雨・豪雨等による洪水(河川による氾濫を含む)、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災事故により生じた損害は補償対象外です。

★設備・什器等について保険の目的となる物件は、下記のとおりです。

給油計量機(基礎部分・地下タンク・地上タンクを除き、ポータブルを含む)、洗車機、オートリフト、コンプレッサー、充電器、ルブリケーター、スチームクリーナー、オイルチェンジャー、オイルキャビネット、ドラムキャビネット、エアタワー、給水塔、ネオンサイン、サインポール(アクリライトを含む)、屋外照明用水銀灯、蛍光灯、看板、マット洗機、POS機器、門型洗車機、自動車連続洗車機、大型ネオンサイン、什器・備品、工具類、自動販売機 等

保険種目 保険の対象	手厚くておすすめ！			自己負担額 (各プラン共通)
	プラン①	プラン②	プラン③	
施設賠償 SS施設の欠陥や不備およびSS業務遂行に起因する賠償責任  POINT SSの道路にまいた水が凍って 通行人が転んでケガをした 看板が落ちて給油待ちの車を破損させた	3億円	1億円	5,000万円	5万円
対人事故・対物事故共通 1名/1事故あたり				
自動車管理者賠償 SS業務遂行のために顧客から受託中の自動車に対する賠償責任  POINT 従業員が洗車のために預かったお客さまの車を移動中、壁に衝突してしまい、車の修理が必要になった	300万円	250万円	200万円	5万円
1事故かつ保険期間中				
自動車管理者賠償 (使用不能損害) SS業務遂行のために顧客から受託中の自動車を損壊・紛失した場合の使用不能損害(代車費用)に対する賠償責任  POINT 従業員が洗車のために預かったお客さまの車を移動中、壁に衝突してしまい、破損した車の修理中の代車代を請求された	10万円	10万円	10万円	3日間
被害自動車 1 台につき				
 POINT 従業員が洗車のために預かったお客さまの車を移動中、壁に衝突してしまい、破損した車の修理中の代車代を請求された	60万円	60万円	60万円	
1事故かつ保険期間中				
生産物賠償 SS業務遂行に伴い、販売した商品またはSS業務の結果に起因する賠償責任  POINT オイルキャップの閉め忘れで自動車のオイルポンプを破損させてしまった SSのスタッフが、お客様のハイオク車に誤って軽油を給油をしてしまい、お車の引き渡し後にお客様の車に損害を与えてしまったことが判明し、損害賠償を請求された（コンタミ事故） 上記のコンタミ事故によりお客様が車を修理に出している間に、代車でレンタカーを借りた場合のレンタカー費用を請求された	3億円	1億円	5,000万円	5万円
対人事故・対物事故共通 1名/1事故あたり ※レンタカー費用の請求について、 お客様が修理に出される車の損害状況によっては、 修理や買い替えに要する実際の日数と、損害認定される日数が異なる場合がございます。				

保険種目 保険の対象	手厚くておすすめ！			自己負担額 (各プラン共通)
	プラン①	プラン②	プラン③	
財物(設備) SS敷地内のSS運営者が所有する機器 (計量機、洗車機、コンプレッサー等) への不測かつ突発的な事故による損害  POINT 車が飛び込み、洗車機が壊された	700万円	600万円	500万円	※全損となる 場合または事 故が火災、落 雷、破裂もし くは爆発によ る場合は、自 己負担額を差 し引きません。
1 事故/保険期間中				
財物(商品盗難) SS敷地内に保管中の商品の盗難事故 ・SS施設内の保管中を経て、 ユーザーに配達するために 運送中の商品の盗難事故  POINT 夜間、SS建物内に 保管していた商品が盗まれた	200万円	150万円	100万円	5万円
1 事故/保険期間中				
財物(ガラス) SS施設内の建物に定着したガラス (鏡を含む)およびそれらのガラスに 付属する枠および取っ手の 不測かつ突発的な事故による損害  POINT 盗難目的の侵入により、ガラスを割られた	100万円 (1枚あたり30万円)	75万円 (1枚あたり30万円)	50万円 (1枚あたり30万円)	5万円
1 事故/保険期間中				

「1SS」あたりの年間保険料(一括払)

- 新規でご加入の場合はランクSの年間保険料からスタートいたします。
- 継続加入の場合、メリット・デメリット制度運用に従い(次ページ参照)、決定したランクに応じた年間保険料となります。



～非セルフ用～ 年間保険料(一括払)

ランク	プラン①	プラン②	プラン③
M2	130,230円	112,130円	96,990円
M1	146,510円	126,140円	109,120円
S	162,790円	140,160円	121,240円
D1	211,630円	182,210円	157,610円
D2	260,460円	224,260円	193,980円
D3	325,580円	280,320円	242,480円
D4	406,980円	350,400円	303,100円
D5	488,370円	420,480円	363,720円



～セルフ用～ 年間保険料(一括払)

ランク	プラン①	プラン②	プラン③
M2	117,830円	101,620円	87,900円
M1	132,560円	114,330円	98,880円
S	147,290円	127,030円	109,870円
D1	191,480円	165,140円	142,830円
D2	235,660円	203,250円	175,790円
D3	294,580円	254,060円	219,740円
D4	368,230円	317,580円	274,680円
D5	441,870円	381,090円	329,610円

⚠ 上記保険料は契約全体の損害率の状況によって、次年度変更になる場合があります。

メリット・デメリット制度の運用方法

●メリット・デメリット制度の運用により、事故のないSSは、事故の多いSSに比べて割安な保険料となります。

ランク間移動表

保険金をお支払いした 事故回数	前年度ランク							
	M 2	M 1	S	D 1	D 2	D 3	D 4	D 5
0	M 2	M 2	M 1	S	D 1	D 2	D 3	D 4
1	M 1	S	D 1	D 2	D 3	D 4	D 5	D 5
2	S	D 1	D 2	D 3	D 4	D 5	D 5	D 5
3	D 1	D 2	D 3	D 4	D 5	D 5	D 5	D 5
4	D 2	D 3	D 4	D 5	D 5	D 5	D 5	D 5
5～	D 3	D 4	D 5	D 5	D 5	D 5	D 5	D 5

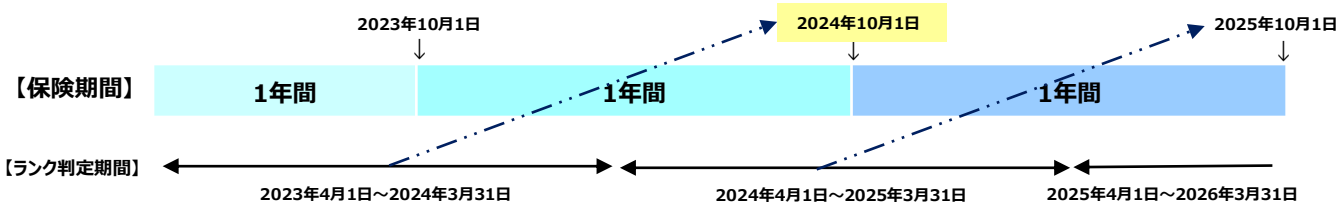
ランク適用方法の説明

- 1年間無事故の場合、ランクが1つ上がります(例：SからM1)
- ランク判定期間は毎年4月1日から翌3月31日までとします。
- 新規の加入については、Sの保険料を適用します。

ランク適用例

	2023年4月1日でのランク	保険金をお支払いした事故回数 (期間：2023年4月1日～ 2024年3月31日)	2024年10月1日からのランク
事例①	S	0	M1
事例②	S	2	D2
事例③	M1	0	M2
事例④	D2	0	D1

保険期間とランク判定期間



オプションのご案内

SS整備受託自動車保険(賠償責任保険)

※SS受託自動車保険は賠償責任保険普通保険約款に各種特約条項および追加条項(賠償責任保険追加条項、サービス・ステーション総合特約条項・サービス・ステーション受託自動車特約条項等)をセットした賠償責任保険です。

保険の特長

ガソリンスタンド業務(車検代行業務を含む)のためにお客さまから預かった自動車について、対人・対物賠償責任保険を包括的に補償する保険です。

主な補償内容

03

賠償責任補償 ～お客さまから受託した車による対人・対物事故の補償～

- ①対人賠償：ガソリンスタンド業務等(車検代行業務を含む)のためにお客さまから預かった自動車による事故により、他人を死傷させ、法律上の賠償責任を負った場合に、自賠責保険等で支払われるべき金額を超える部分について保険金をお支払いします。
(例：SS内でお客様のお車を移動させるために従業員が運転したところ、別のお客様をひいてしまった)
- ②対物賠償：ガソリンスタンド業務等(車検代行業務を含む)のためにお客さまから預かった自動車による事故により、他人の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
(例：SS内でお客様のお車を移動させるために従業員が運転したところ、別のお客様のお車にぶつかってしまった)

プラン内容

保険種目 保険の対象	区分	プラン①	プラン②	プラン③	自己負担額 (各プラン共通) ※対物のみ
お客さまから受託した車 による対人・対物事故の 補償	対人事故	10億円	10億円	10億円	1万円
	対物事故	500万円	1,000万円	2,000万円	
	1 事故あたり				
年間保険料(一括払) (1SSあたり)		19,840円	21,190円	21,580円	

⚠ ご契約締結時に正規従業員(店主、販売員、事務員をいい、アルバイト等の臨時雇を除く)が9名以上いらっしゃる場合は、保険料が異なりますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

オプションのご案内

現金補償プラン(コーポレートマネーガード保険)

保険の特長

SS業務にかかわる**現金・小切手・手形**などを対象とし、**日本国内における輸送中や事務所などの保管中の損害**を幅広く補償する保険です。保険料はお客様(SSごとではなく、法人単位)の年間売上高と1事故あたりの支払限度額にもとづいて算出する確定保険料方式です。

主な補償内容

04

現金等の補償 ～SS業務にかかわる現金等の盗難等の補償～

●保険の対象および補償の範囲

貨紙幣類

貨紙幣(外国通貨を含む)、小切手(線引きである与否を問わない)、トラベラーズチェック
郵便切手、収入印紙、収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車重量税印紙、自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、登記印紙、健康保険印紙、金券、商品券、ギフト券、商品引換券、図書券、購買券、景品券、食券、クーポン券、乗車券(定期券・航空券を含む)、高速道路回数券、入場券(前売券を含む)、プリペイドカード(テレホンカード、乗車用カード、図書カード、百貨店・スーパーマーケット用カード、ガソリンスタンド用カード)、記名・捺印済み預金の払戻請求書、預金通帳、預金証書(譲渡性定期預金証書を含む)、金通帳、金証書、金信託証書、その他の金預かり証書または証券(ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合に限る)、郵便為替、利札、宝くじ(抽選日前に限る)、ゴルフ会員券、クレジットカード売上票、売掛伝票、金・銀・白金の地金(クルーガーランド金貨およびこれに類似の財産用法定金貨を含む)、ダイヤモンド原石

有価証券

国債証券、株券(新株券を除き予備株券を含む)、公・社債券、抵当証券、船荷証券、倉庫証券、荷渡指図書、投資信託または貸付信託の受益証券、出資証券、新株引受権証書、手形、C.P.(コマーシャル・ペーパー)、株式申込証拠金領収証、株式払込金領収証、株式配当金領収証、郵便振替支払通知書、公債登録済書、国債・株券・公債・社債・投資信託または貸付信託の受益証券・C.P.(コマーシャル・ペーパー)・譲渡性定期預金証書の預り証、預金通帳・預金証書(譲渡性定期預金証書を含む)・金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預かり証書または証券(ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合は除く)

⚠️ 下記のものは対象となりません。

新株券、タクシーチケット(未使用・使用済みの如何を問わない)、家計用の貨紙幣類・有価証券、第三者から受託した貨紙幣類・有価証券 など

★輸送方法は、以下の方法にかぎります。

携行便・護送便・書留郵便(簡易書留を含む)・自動車貴重品扱・鉄道貴重品扱・航空機貴重品扱

*貴重品扱とは、運送人に対して貨紙幣類・有価証券であることを告げて運送を委託する輸送方法をいいます。

●保険金をお支払いする主な場合

輸送中・保管中に生じた**盗難、火災、爆発、風水災、輸送用具の衝突**などのほとんどすべての偶然な事故によって生じた損害を補償します。

その他、**貨紙幣の偽造や変造**も補償します。(ただし、保険期間中を通じて加入者証記載の「貨紙幣類・有価証券合算」のてん補限度額の10%または300万円のいずれか低い額が限度)

⚠️ お支払いできない主な場合については本パンフレットのP.14に記載しています。必ずご確認ください。

● 保険金のお支払方法

損害保険金

日本国内における輸送中または保管中の貨紙幣類・有価証券につき、保険期間中に生じた、盗難・滅失その他ほとんどすべての偶然な事故により、被保険者が被った損害(実損害)に対して、加入者証記載の支払限度額を限度として、保険金をお支払いします。
※「コーポレートマネーガード保険特別約款」第7条に規定された保険価額に基づきます。

下記に該当する費用

- ① 公示催告^{注1}、除権決定^{注2}の手続きに要した費用(ただし、株券については株券喪失登録の手続きに要した費用。)
- ② 保険契約者または被保険者により合理的に支出された損害防止費用および救助料
- ③ 遺失物法に基づき、損保ジャパンの同意を得て取得者に支払った報労金。ただし、貨紙幣類・有価証券合算の加入者証記載のてん補限度額(支払限度額)の20%をもってそれぞれ限度とします。
- ④ 貨紙幣類・有価証券が再発行された場合は、それに要した費用。

貨紙幣の偽造・変造による損害

貨紙幣(外国通貨を含む)が偽造・変造された場合には、偽造・変造損害の保険金をお支払いします。ただし、保険期間中を通じて加入者証記載の貨紙幣類・有価証券合算のてん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い額を限度とします。

即時払制度

即時払とは、手形や株券等の有価証券(国債証券を除く)に保険事故が発生した際、公示催告^{注1}または株券喪失登録等の諸手続きをしていただくことで、一定期間を要す除権決定^{注2}による無効や株券喪失登録に基づく喪失株券の無効の確定前に、貨紙幣類・有価証券合算のてん補限度額(支払限度額)の10%を限度に保険金をお支払いすることをいいます。
注1・・・公示催告とは手形・小切手を喪失した方が、簡易裁判所に申し立て、官報や掲示板などでそのことを公告することをいいます。
注2・・・除権決定とは、一定期間公示した後、取得者が現れなければ喪失した手形や小切手の効力をなくすことをいいます。

1事故あたりの支払限度額と年間保険料(一括払)

● 貴社の年間売上高(直近会計年度の実績)と1事故支払限度額の選択に応じて保険料が決まります。

1事故支払限度額 貨紙幣類・有価証券 合算	年間保険料			
	年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超 50億円以下	年間売上高 50億円超 100億円以下	年間売上高 100億円超 200億円以下
50万円	1万円	2万円	3万円	—
100万円	2万円	3万円	4万円	—
300万円	3万円	4万円	5万円	—
500万円	4万円	5万円	6万円	—
1,000万円	5万円	6万円	8万円	12万円
3,000万円	—	7万円	9万円	14万円
5,000万円	—	8万円	12万円	18万円
1億円	—	12万円	15万円	23万円
2億円	—	14万円	20万円	30万円
3億円	—	18万円	25万円	38万円
4億円	—	22万円	30万円	45万円
5億円	—	28万円	40万円	52万円
6億円	—	—	42万円	55万円
7億円	—	—	48万円	62万円
8億円	—	—	50万円	65万円
9億円	—	—	54万円	70万円
10億円	—	—	60万円	78万円

割引ポイント

以下①から③の対策を実施されている場合は、上記年間保険料よりセキュリティ割引として1項目ごとに10%の割引を適用します。
① 輸送額の過半数を、警備業法に基づく専門の警備業者に委託している。
② 保管の対象となる貨紙幣類・有価証券の保管額の過半数を、金庫内※に保管している。
③ 過半数の保管場所において24時間の有人警備(店番を含む)を実施している。
※「金庫内」とは次の3点をすべて満たした場合を言います。
「貴社の保管場所となる事務所に設置されていること」「耐火性・防犯性(盗難防止ブザー等)があること」「一定の大きさ(重さは100Kg以上)で持ち運びが容易でないこと(手さげ金庫は含まない)」

ご加入の方法とお手続きについて

保険期間

2024年10月1日午後4時から 2025年10月1日午後4時まで の1年間

9月6日(金)までに

「丸紅エネルギー特約店サービスステーション保険加入依頼書」に必要事項をご記入ご捺印の上、丸紅セーフネットまでFAXを事前にお送りください。

FAX番号：FAX:03-5210-1600

また、FAX送信後、「加入依頼書」本紙を丸紅セーフネットにご送付ください。

**送付先：〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア3F
丸紅セーフネット株式会社 担当：村田・切石**

9月13日(金)までに

年間保険料は丸紅セーフネットの下記銀行口座までお振込みください。

⚠ 万が一着金が遅れますと、保険開始日が着金日以降となる場合があります。

振込先：みずほ銀行 大手町営業部 普通 5707072

丸紅セーフネット株式会社

10月下旬までに

「加入者証」を送付いたします。

⚠ 「加入者証」がお手元に届きましたら、記載内容に誤りがないか必ずご確認ください。

また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合には、取扱代理店または損保ジャパンまで照会ください。

中途ご加入の場合

10月1日以降でも随時中途加入いただけますので、丸紅セーフネットまでご連絡ください。

*年間保険料は、2025年10月1日までの月割り保険料でご加入いただきます。

*中途加入の保険開始日は毎月1日となり、保険開始日前月の15日までに加入依頼書をご提出いただき、保険開始日前月の20日までに年間保険料をお振込みいただきます。



ご契約にあたってのご注意点

【SS総合基本プラン(賠償責任保険)】

	保険金をお支払いする場合 ならびにお支払いする保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
共通	—	・故意による損害 ・戦争、暴動、労働争議、地震、噴火、洪水、津波等による損害 など
基本 第三者に対して 法律上の損害賠償責任を負担した 場合の補償 (サービス・ステーション特約条項 第1章賠償責任 保険条項)	次に掲げる事故等により被保険者が負担する法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 ■被保険者が所有、使用または管理する加入者証記載の施設もしくは設備またはガソリンスタンド業務の遂行によって生じた偶然な事故 ■施設で販売している商品等で被保険者の占有を離れたものに起因して保険期間中に生じた偶然な事故 ■被保険者が行った仕事(ガソリンスタンド業務をいう。以下同様。)の終了後(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因して保険期間中に生じた偶然な事故 ■偶然な事故により被保険者が管理する他人の自動車を施設内に保管もしくはその自動車に対して行うガソリンスタンド業務の遂行の過程として一時的に施設外で管理している間に損壊し、または紛失、盗取もしくは詐取されたことによる損害 (1)法律上の損害賠償金 身体賠償事故の場合：治療費、休業損失、慰謝料 など 財物賠償事故の場合：修理費 など (2)被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用 (3)訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬(事前に損保ジャパンの承認が必要。)など ★ただし、修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 ★本保険では、保険会社が被保険者(保険の対象となる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。	・約定により加重された賠償責任 ・預かった自動車の運転中、移動中に他人の身体または財物に与えた損害(この損害はSS受託自動車特約条項の対象となる) ・エンジンの修理、点検および整備した場合において発生したエンジンの焼付けに起因する賠償責任 ・板金、塗装等の作業で発生した塗装色の不整合または色むらに起因する賠償責任 ・板金、塗装等の作業で発生した作業箇所の凹凸に起因する賠償責任 ・自動車以外の受託物への損害に起因する賠償責任 ・使用人に与えた損害 ・施設の工事に起因する賠償責任 ・屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ・故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または仕事の結果に起因する賠償責任 ・保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限る。 ・被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限る。 など



ご契約にあたってのご注意点

【SS総合基本プラン(賠償責任保険)／オプション SS整備受託自動車保険】

	保険金をお支払いする場合 ならびにお支払いする保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
基本 財産損害 (サービス・ステーション特約条項第2章財産担保条項)	ガソリンスタンド業務を行う施設内に設置された給油計量機等の設備・什器等、被保険者が販売している商品、被保険者の施設内建物に定着したガラス等の、保険の目的について、偶然な事故によって生じた損害に対して保険金をお支払いします。 (1)損害保険金 実際の損害額から自己負担額（免責金額）を控除した残額を損害保険金としてお支払いします。 (2)臨時費用保険金 火災、落雷、破裂・爆発により保険の目的が損害を受けた場合は、損害保険金の30%(ただし1事故につき300万円限度)を、臨時費用保険金としてお支払いします。 (3)残存物取片づけ費用保険金 損害保険金の10%を限度に、実費をお支払いします。 (4)修理付帯費用保険金 火災、落雷、破裂・爆発により保険の目的が損害を受けた結果、復旧にあたり保険会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。 ただし、保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度とします。	・商品について生じた盗難以外の事故による損害 ・使用による自然の消耗、さび、かび、変質、変色その他類似の事由による損害 ・機械自体の欠陥により生じた事故による損害 ・使用人などの不誠実行為による損害 ・修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による損害 ・電氣的・機械的事故による損害 ・詐欺、横領による損害 ・万引、受け渡しの誤り、置き忘れ、紛失、数量不足の場合の損害 など
オプション 受託自動車の対人・対物事故による賠償責任 (サービス・ステーション受託自動車特約条項)	(1)対人賠償 給油業務等（車検代行業務を含みます。）のためにお客さまから預かった自動車による事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険などで支払われるべき金額を超える部分について保険金をお支払いします。 (2)対物賠償 給油業務等（車検代行業務を含みます。）のためにお客さまから預かった自動車による事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。	・故意による損害 ・戦争、暴動、労働争議、地震、噴火、洪水、津波等による損害 ・受託自動車が通常の給油業務等の過程を著しく逸脱した用途に使用されている間に生じた事故による損害 ・受託自動車の滅失、破損、き損もしくは汚損または紛失、盗取もしくは詐取されたことによる損害(この損害は自動車管理者賠償責任保険の対象となる) ・対人事故の被害者が以下の方の場合 ①記名被保険者 ②被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者または子 ③被保険者の父母、配偶者または子 ④被保険者の業務に従事中の使用人 ⑤被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人(ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります。) ・対物事故の被害者が以下の方の場合 ①記名被保険者 ②被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子 ③被保険者またはその父母、配偶者もしくは子 など



告知義務(ご加入手続き時における注意事項)

- 保険契約者(ご加入者)または記名被保険者の方には、ご加入手続きの際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

①被保険者が個人(※1)のお客さまの場合

(※1)個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含む)は、個人に含みます。

また、被保険者が複数存在する場合、例えば、法人と個人の両方が被保険者となる保険の場合は、「①被保険者が個人のお客さまの場合」に含まれません。

<告知事項>

加入依頼書に記載がある事項

②被保険者が上記①以外のお客さまの場合

<告知事項>

加入依頼書および付属書類の記載事項すべて

- 加入手続きの際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(※2)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(※2)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書の①記名被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含む)、②業務内容欄、③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項をいう。



通知義務(ご加入手続き後における注意事項)

- ご加入手続き後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

①被保険者が個人(※1)のお客さまの場合

(※1)個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含む)は、個人に含みます。

また、被保険者が複数存在する場合、例えば、法人と個人の両方が被保険者となる保険の場合は、「①被保険者が個人のお客さまの場合」に含まれません。

<通知事項>

告知事項に変更が発生する場合、**遅滞なくご通知ください。**(ただし、他の保険契約等に関する事実を除く)

②被保険者が上記①以外のお客さまの場合

次のような場合には、**あらかじめ(※2)**取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

<通知事項>

加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除く)

(※2)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご加入者の住所などを変更される場合

- ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。



ご契約にあたってのご注意点

オプション

【コーポレートマネーガード保険】

この保険の対象	【貨紙幣類】 以下に定めるものをいいます。ただし、家計用のものは除きます。また、第三者より受託した貨紙幣類・有価証券も対象から除きます。 (1)貨紙幣(外国通貨を含む) (2)小切手(線引きでであると否とを問わない) (3)トラベラースチェック (4)郵便切手、収入印紙、収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車重量税印紙、自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、登記印紙、健康保険、印紙 (5)金券、商品券、ギフト券、商品引換券、図書券、購買券、景品券、食券 (6)クーポン券、乗車券(定期券・航空券を含む)高速道路回数券、入場券(前売券を含む) (7)プリペイドカード(テレホンカード、乗車用カード、図書カード、百貨店・スーパーマーケット用カード、ガソリンスタンド用カード) (8)記名・捺印済み預金の払戻請求書、預金通帳、・預金証書(譲渡性定期預金証書を含む)・金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預かり証書または証券(ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合にかぎる) (9)郵便為替、利札、宝くじ(抽選日前にかぎる)、ゴルフ会員券、クレジットカード売上票、売掛伝票 (10)金・銀・白金の地金(クレーガーランド金貨およびこれに類似的財産用法定金貨を含む)、ダイヤモンド原石 【有価証券】 以下に定めるものをいいます。ただし、家計用のものは除きます。また、第三者より受託した貨紙幣類・有価証券も対象から除きます。 (1)国債証券 (2)株券(新株券を除き予備株券を含む) (3)公・社債券、抵当証券、船荷証券、倉庫証券、荷渡指図書、投資信託または貸付信託の受益証券、出資証券、新株引受権証書 (4)手形、C.P.(コマーシャル・ペーパー) (5)株式申込証拠金領収証、株式払込金領収証、株式配当金領収証、郵便振替支払通知書、公債登録済書、国債・株券・公債・社債・投資信託または貸付信託の受益証券・C.P.(コマーシャル・ペーパー)・譲渡性定期預金証書の預かり証 (6)預金通帳・預金証書(譲渡性定期預金証書を含みます。)-金通帳・金証書・金信託証書・その他の金預かり証書または証券(ただし、いずれも印鑑とともに輸送する場合は除きます。) 【保険の目的から除外される主なもの】 (1)新株券 (2)タクシーチケット(未使用・使用済みの如何を問わない。)
保険金をお支払する場合	1.日本国内における輸送中または保管中の貨紙幣類・有価証券につき、保管期間中に生じた、盗難・滅失その他ほとんどすべての偶然な事故により、被保険者が被った損害(実損害)に対して、保険証券記載のてん補限度額(支払限度額)を限度として、保険金をお支払いします。 2.次の費用の損害に対して保険金を支払います。 (1)公示催告および除権決定の手續に要した費用(ただし、株券については株券喪失登録の手續に要した費用。) (2)保険契約者または被保険者により合理的に支出された損害防止費用および救助料 (3)遺失物法に基づき、損保ジャパンの同意を得て拾得者に支払った報労金。ただし、貨紙幣類・有価証券合算の加入者証記載のてん補限度額(支払限度額)の20%をもってそれぞれ限度とします。 (4)「貨紙幣類・有価証券」が再発行された場合は、それに要した費用。 3.貨紙幣(外国通貨を含む)が偽造・変造された場合には、偽造・変造損害の保険金をお支払いします。ただし、保険期間中を通じて、加入者証記載の「貨紙幣類・有価証券合算」のてん補限度額の10%または300万円のいずれか低い額を限度とします。
保険金をお支払できない主な場合	詳しくは普通保険約款および特約事項等に記載されておりますので、ご参照ください。 <貨紙幣類・有価証券共通> (1)保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の使用人の故意または重大な過失 (2)戦争、暴動(テロを含む)ストライキ、騒擾、その他群衆・集団によってなされた暴力的、騒動的な行動 (3)地震・噴火・これらによる津波、原子力危険 (4)債権の回収不能、不渡りもしくはその他の信用危険または市場価値の下落 (5)取引相手による詐欺 (6)身代金の支払い (7)恐喝 (8)保険契約者または被保険者の使用するコンピュータシステム(オンライン端末機を含む)の操作(通信回線を利用した間接的な操作を含む) (9)帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、支払いの過誤、または受取不足等の事務的・会計的間違い (10)保管中に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足(外部からの侵入の形跡が明らかでない場合を含む) (11)化学兵器、生化学兵器、電磁兵器に起因する損害 (12)貨紙幣(外国通貨を含む)以外の保険の目的に対する偽造、変造、模造もしくは贋造 (13)サイバー攻撃(コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為をいう)により生じた損害 など <小切手> (1)事故小切手が支払呈示期間内に支払いのため適法に呈示された場合において、支払人が支払いを拒絶した場合。(ただし、支払拒絶の理由が保険事故である盗難、紛失もしくは不着に該当する場合、または、保険事故に起因して当該小切手の要件の欠缺・形式の不備および裏書の不備が生じたことを被保険者が立証した場合を除きます。) (2)事故小切手の支払拒絶のため振出人が不渡報告に掲載されたことまたは銀行取引を停止された場合 など <手形> (1)事故手形が支払呈示期間内に支払いのため適法に呈示された場合において、振出人または引受人が支払いを拒絶した場合。ただし、支払拒絶の理由が保険事故である盗難、紛失もしくは不着に該当する場合、または、保険事故に起因して当該手形の要件の欠缺・形式の不備および裏書の不備が生じたことを被保険者が立証した場合を除きます。 (2)事故手形の支払拒絶のため振出人または引受人が不渡報告に掲載されたことまたは銀行取引を停止された場合。 (3)事故手形の満期前において、振出人または引受人につき破産手続開始の申立もしくは開始決定、特別清算手続開始の申立もしくは開始決定、民事再生手続開始の申立もしくは開始決定、会社更生手続開始の申立もしくは開始決定または銀行取引停止処分がなされる場合、または強制執行が功を奏しなかった場合。 (4)事故手形の満期前に振出人または引受人が支払いを停止した場合 など

●輸送方法は、以下の方法にかぎります。

携行便・護送便・書留郵便(簡易書留を含む)・自動車貴重品扱・鉄道貴重品扱・航空機貴重品扱

* 貴重品扱とは、運送人に対して貨紙幣類・有価証券であることを告げて、運送を委託する輸送方法をいう。

手形・株券等の有価証券(国債証券を除く)の事故の場合、公示催告^{注1}または株券喪失登録等の約款上定められている諸手続きをしていただく、即時払として貨紙幣類・有価証券合算のてん補限度額の10%を限度に保険金をお支払いします。この即時払制度を利用することにより、事故の際に緊急に資金手当をする必要がなくなり、金利負担を軽減することができます。

* 即時払とは、手形や株券等の有価証券(国債証券を除く)に保険事故が発生した際、公示催告^{注1}または株券喪失登録等の諸手続きをしていただくことで、一定期間を要する除権決定^{注2}による無効や株券喪失登録に基づく喪失株券の無効が確定する前に、貨紙幣類・有価証券合算の支払限度額の10%を限度に保険金をお支払いすることをいいます。

注1 公示催告とは手形・小切手を喪失した方が、簡易裁判所に申し立て、官報や掲示板などでそのことを公告することをいう。

注2 除権決定とは、一定期間公示した後、拾得者がなければ喪失した手形や小切手の効力をなくすことをいう。

告知義務(ご加入手続き時における注意事項)

- 保険契約者(ご加入者)または被保険者の方には、ご加入手続きの際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- ご加入の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(※)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(※)告知事項のうち危険に関する重要な事項は以下のとおりです。

- ① 被保険者
- ② 保険料算出の基礎

通知義務(ご加入手続き後における注意事項)

- ご加入の後、次のような場合には、**あらかじめ(※)**取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合
(ただし、他の保険契約等に関する事実を除く)

(※)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。

- 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご加入者の住所などを変更される場合

- 貨物の譲渡
貨物を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望されるときは、事前に対取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。
- ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。



万が一、事故に遭われたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払をする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3> 損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1. ～ 6. のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。※保険金のご請求にあたって必要な書類は次ページをご参照ください。



示談交渉は損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払します。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ② 専門機関による鑑定結果の照会
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④ 日本国外での調査
 - ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払までの期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

事故に遭われたとき

***事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。**

【取扱代理店】 丸紅セーフネット株式会社 TEL03-5210-1819 担当者：村田・切石 (受付時間) 平日9:15-17:30

***平日夜間、土日祝日の場合は、下記窓口へご連絡ください。**

【窓口：事故サポートセンター】 0120-727-110

(受付時間) 平日17:00-翌日9:00 土日祝日24時間(12月29日～1月3日を含む)



ご注意(賠償責任保険・コーポレートマネーガード保険共通)

- 賠償責任保険およびコーポレートマネーガード保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 保険料算出の基礎となる事項につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認ください。相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 加入依頼書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回等)について
 - この保険は、営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回等)の対象ではありません。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書にてご確認ください。
- 保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。
- (※) 加入依頼書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書にてご確認ください。
- 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時に支払ってください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。
- この保険の最低保険料(※)は加入依頼書等に記載しております。
- (※) 最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険は確定保険料方式のご契約です。保険料はお客さまの最近の会計年度における実績により算出します。正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



保険金のご請求にあたって

●以下書類のうち、損保ジャパンが求める資料のご提出が必要になります。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、委任状	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、盗難届出受理書、契約運送人・取引業者からの原因調査報告書・現認書など	
③	保険の対象の価額（時価額）、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	(1)被保険貨物に関する事故、あるいは他人の財物損害に関する賠償事故の場合 納品書・出荷案内書あるいは仕切状、価格申告書、損害品明細書、損害品検査書、修理等費用見積書あるいは請求書、諸費用請求書、損害品証、写真 (2)有価証券に関する事故の場合 ①手形・小切手等に関する事故の場合 公示催告の申し立てに関する書類一式 公示催告申立書、上申書、小切手発行証明書、手形振出証明書 ②株券に関する事故の場合 株券喪失登録申請に関する書類一式 申請書、売渡証明書、売買契約書、盗難届、遺失届、上申書 (3)共同海損あるいは救助に関する事故の場合 船荷証券、用船契約書、共同海損精算書、救助契約書、救助費見積書・請求書 (4)他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書、死体検案書、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書	など など など など など
④	保険の対象であることが確認できる書類	送り状または発送原票、売買契約書、登記簿謄本、登録事項等証明書、運送状、運送契約書	など
⑤	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書	など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書※、判決書、調停調書、和解調書、被害者からの領収証、承諾書	など
⑦	質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書	など

●個人情報の取り扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含む)に提供等を行う場合があります。
- また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含む)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。ご取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●ご加入いただく際は、加入依頼書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 企業営業第二部第三課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL 03-3231-4214

(受付時間：平日9:00～17:00)

お問い合わせ先

<取扱代理店>

丸紅セーフネット株式会社 法人営業第一部 (担当：村田・切石)

〒102-0084 東京都千代田区二番町3 麹町スクエア3F

TEL :03-5210-1819 FAX:03-5210-1600

(受付時間：平日9:15～17:30)

●保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

(ナビダイヤル)0570-022808 <通話料有料>

受付時間 平日：9:15～17:00

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <https://www.sompo.or.jp/>